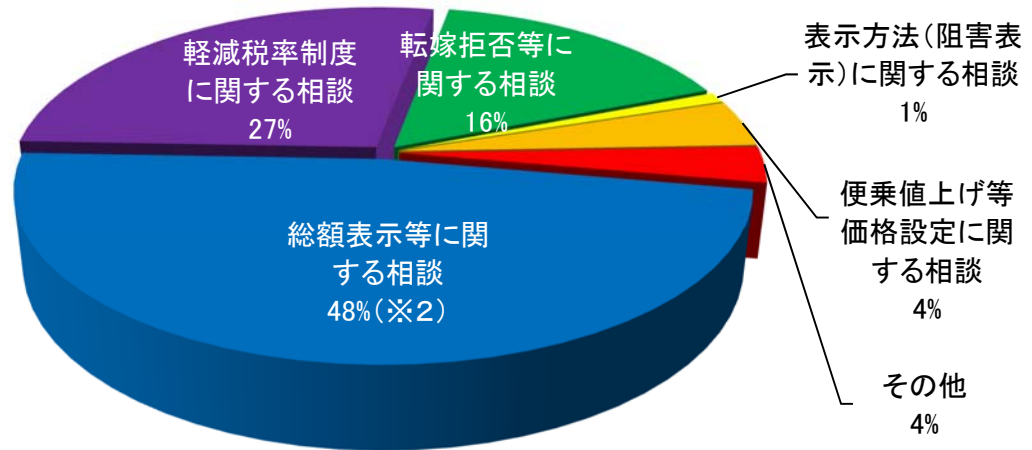


総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター）
の相談対応状況（令和元年 11 月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和元年 11 月（11/1～11/30））は以下のとおり。

1 相談件数

11 月の相談件数：電話 650 件、メール 59 件
【相談内容（全 709 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 建設業者です。当社が請け負っている工事の中に、契約日が平成 31 年 3 月 31 日以前のもので、同年 4 月 1 日以後のものがあります。どちらの契約も、当初の契約では令和元年 9 月末までに完成する予定だったのですが、工期が同年 10 月以降に延びてしまいました。この場合、どちらの契約についても、新税率（10%）を適用しなければならないのでしょうか。

A. 消費税の適用税率の判定は、その資産の譲渡等がいつ行われたかにより行うこととなります。

請負等による資産の譲渡等は、物の引渡しを要する請負契約にあつては、その目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあつては、その約した役務の全部を完了した日に行われたこととなります。

なお、工事の請負等に係る適用税率については、事業者が、平成 25 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、令和元年 10 月 1 日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、旧税率（8%）が適

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 5 件

※2 うち総額表示に関する相談が 3%、消費税一般に関する相談が 97%

用される経過措置が設けられています。

したがって、平成31年3月31日以前に契約したもので経過措置が適用される工事については、目的物の引渡し令和元年10月以降になったとしても旧税率(8%)が適用されますが、平成31年4月1日以降に契約した工事については、経過措置は適用されず、令和元年10月以降に目的物の引渡しが行われる場合、新税率(10%)が適用されます。

消費税の適用税率等や経過措置の適用については、個々の取引の契約内容を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社は、業務提携している取引先の法人事業者から、顧客(消費者)紹介業務を請け負っています。当該法人事業者は、消費者へサービス提供し、当社は紹介手数料として消費者の支払う税別の金額の5%分(税込み)をもらっています。令和元年10月から消費税率が10%となりましたが、消費税率引上げ前から契約書において税込価格で紹介手数料を定めており、紹介手数料は消費者の支払う税別の金額の5%分(税込み)のままとなっているため、報酬が据え置かれる状況となり困っています。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

契約書に税込みの金額が記載されているとの理由のみで取引価格を据え置くことは合理的な理由とはなりません。

「買ったたき」に該当する行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 近所の店が、令和元年10月から増税分である2%を上回る値上げをしました。これは便乗値上げだと思うのですが、便乗値上げに関する情報を提供した場合、当該情報はどのように扱われるのでしょうか。

A. 便乗値上げに関する情報については、消費者庁において内容を精査し、便乗値上げの可能性があると思われるものについては、関係省庁に対して、当該商品・サービス価格の改定に関する実態を把握するとともに、必要に応じて当該事業者に対して消費者の理解を得るための努力を促すよう要請していきます。

まずは、値上げの要因について、事業者にご確認ください。その上で、納得がいく回答が得られない場合には、消費者庁に御連絡ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。飲食料品であるお茶を送料別で仕入れたところ、取引先からの請求書には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」と「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)」の記載がありませんでした。令和元年10月以降の請求書等には、当該事項の記載が必要だと思いますが、

記載がない請求書等の交付を受けた場合、仕入先から再交付を受けなければ仕入税額控除は認められません。

A. 軽減税率制度の実施に伴い、仕入税額控除の適用を受けるために保存すべき請求書等には、制度実施前における請求書等への記載事項に加え、

① 軽減対象資産の譲渡等である旨

② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)

の2項目の記載が必要です(区分記載請求書等保存方式)。

取引先からこれらの記載がない請求書等の交付を受けた場合、上記①及び②の項目に限り、当該請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、受領した請求書等に自ら追記し保存することにより、仕入税額控除が認められます。

(注)区分記載請求書等保存方式の下では、例えば3万円未満の取引については、請求書等の保存がなくても法令に規定する事項が記載された帳簿を保存することで、仕入税額控除が認められます。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040(IP電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123(通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

※令和元年12月15日までは土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160